

議案第 35 号

幸手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

幸手市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 5 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

市において行う事務に、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第 5 条に定める新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加したいので、この案を提出するものである。